

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

【注意！】金融機関によっては最終振出期限を設定しており、
10月1日以降、原則当座勘定からの支払いができなくなります。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry



SHINKIN 信用金庫



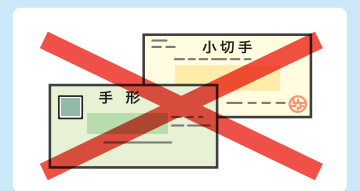
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や最終振出期限の設定等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット**

1	コスト削減	2	事務負担軽減	3	リスク低減
	<ul style="list-style-type: none"> ✕ 郵送料 ✕ 印紙代 ✕ 取立手数料 		<ul style="list-style-type: none"> ✕ 現物管理 ✕ 手書き・ゴム印 ✕ 印紙・押印・発送 		<ul style="list-style-type: none"> ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1	金融機関へ ご相談/申込	STEP 2	取引先へ ご案内	STEP 3	社内の 導入準備
	事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり		でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内		事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

